

【機密性 1】

## ニュースリリース及び外部発信情報一覧

NITE 認定センター (IAJapan)

前回委員会以降、IAJapan より公表されたニュースリリースー及び外部発信情報は以下の通り。

公表日	タイトル ※詳細内容は、IAJapanWEB サイトへのリンクが張られています。
2021/12/03	<a href="#">電動自動車の「接近通報装置」の測定に用いる 音響測定器の校正事業者を国内初認定</a> 別紙 1 参照
2021/12/23	<a href="#">国内初！抗ウイルス性試験の認定試験所誕生</a> 別紙 2 参照
2022/02/09	<a href="#">国内初！食品機械の衛生試験所を認定</a> 別紙 3 参照

以上

## News Release

令和3年12月3日  
N I T E (ナイト)  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
法人番号 9011005001123

### 電動自動車の「接近通報装置」の測定に用いる 音響測定器の校正事業者を国内初認定

～接近通報音試験の信頼性維持に貢献。接触事故低減に期待。～

N I T E (ナイト) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：長谷川 史彦、本所：東京都渋谷区西原] は、2021年12月3日、リオンサービスセンター株式会社 [代表取締役社長 瀬下 正明、所在地：東京都八王子市兵衛二丁目22番2号、法人番号：2010101004467] を、サウンドレベルメータ及び音響校正器のメーカーの校正事業者として国内で初めて<sup>\*1</sup> 認定しました。

サウンドレベルメータ及び音響校正器は、低速走行中の電気自動車やハイブリッドのような電動自動車に搭載された「車両接近通報装置」の接近通報音が適正な大きさかどうかを試験し、歩行者の安全を確保するための重要な計測器です。今回N I T E の認定を受けたリオンサービスセンター株式会社によって校正されたサウンドレベルメータ及び音響校正器を自動車メーカーが用いて接近通報音の試験を行うことで、試験結果の信頼性が向上します。

1. 低速走行中の電気自動車やハイブリッド自動車のような電動自動車では、走行音が静かすぎるため歩行者がそれらの接近に気付にくく、事故の原因にもなり得るため、人工的な接近通報音を発する「車両接近通報装置」の搭載について普及が進んできました。今後、脱炭素化による電動自動車の本格的な普及や自動運転技術の進展により必要性や重要性は益々高まっていくことが期待されます。一方、「車両接近通報装置」の仕様について以前は統一した基準がありませんでしたが、国内では、2018年3月以降の新型車には、「車両接近通報装置」の搭載が義務化され、接近通報音に対する基準が保安基準の中に明確に規定されました。

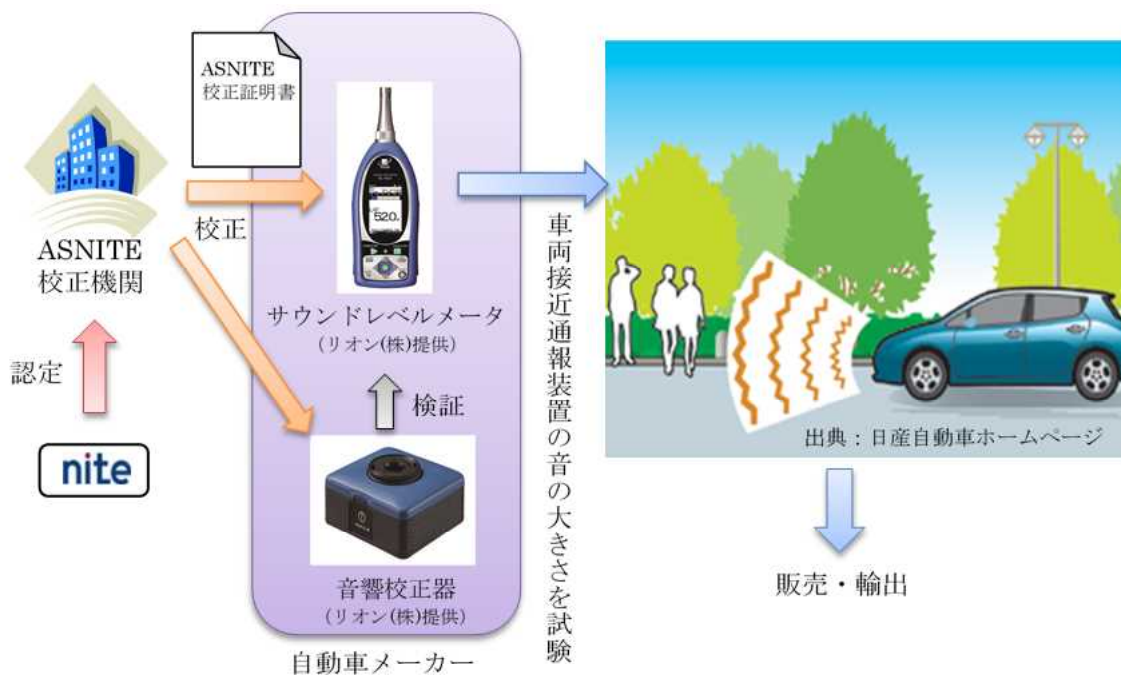
2. この保安基準を満たし歩行者に対する安全性を確保するには、接近通報音が適正な大きさであるかどうかを確認する試験が重要であり、試験の際に用いられるサウンドレベルメータ及び音響校正器の正確さが重要な鍵となります。従来は、この試験で用いられるサウンドレベルメータ及び音響校正器の正確さは、自動車メーカー自身が保証していましたが、近年、品質要求の高まりにより、電動自動車の海外輸出時には、ISO/IEC 17025<sup>\*2</sup> に基づく認定を受けた校正事業者により保証されることが求められるようになりました。

3. このような背景から、N I T E は、2021年12月3日、接近通報音の試験で用いられるサウンドレベルメータ及び音響校正器のメーカーの校正事業者として、リオンサービスセンター株式会社エンジニアリングビジネスユニットを、ISO/IEC 17025 に基づき国内で初めて認定しました。

4. 今後、同社が発行するサウンドレベルメータ及び音響校正器の校正証明書は、これまでよりも高い信頼性が確保されていることの証明となり、そのサウンドレベルメータ及び音響校正器の校正結果に基づいて自動車メーカーが実施する接近通報音の試験において必要とされる信頼性の確保に寄与します。また、電動自動車を海外に輸出する際には、校正証明書によって、ISO/IEC 17025 で認定を受けた校正事業者により校正された計測器を用いていることが容易に証明され、試験結果及び電動自動車の受入れが加速されることが期待されます。

※1：接近通報音の試験に用いるサウンドレベルメータの校正方法である、IEC 61672-3（電気音響－サウンドレベルメータ（サウンドレベルメータ）－第3部：定期試験）、及び、当該サウンドレベルメータを校正するための音響校正器の校正方法である、IEC 60942（電気音響－音響校正器）について、サウンドレベルメータ及び音響校正器のメーカーの校正事業者として国内で初めて認定。

※2：ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）



(参考) A S N I T E 認定情報のお知らせURL

[https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/information/info\\_asnite\\_20211203\\_C.html](https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/information/info_asnite_20211203_C.html)

お問合せ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 坂元 耕三

担当者 大高、剣持

電話：03-3481-8242 メールアドレス：[jcss@nite.go.jp](mailto:jcss@nite.go.jp)



# News Release

令和3年12月23日  
N I T E (ナイト)  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
法人番号 9011005001123

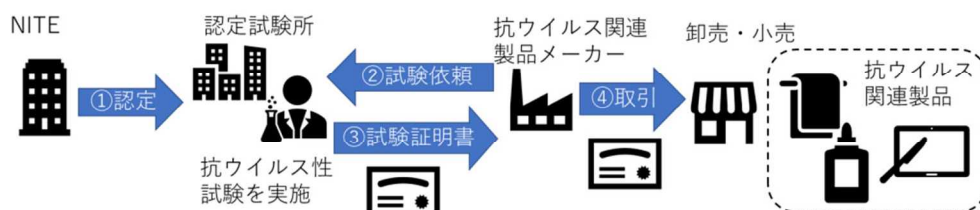
## 国内初！抗ウイルス性試験の認定試験所誕生

～生活に身近な製品の試験信頼性が向上～

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））[理事長：長谷川 史彦] は、2021年12月23日、一般財団法人日本繊維製品品質技術センター（QTEC（キューテック））[理事長：山中毅] 神戸試験センターを、抗ウイルス性試験を行う試験所として国内で初めて認定しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、抗ウイルス関連製品の需要が国内外で高まっています。このたび、NITE が抗ウイルス性試験の試験所を認定したことで、洗剤、繊維、プラスチックといった生活に身近な抗ウイルス関連製品に対して信頼性の高い試験証明書が発行できるようになりました。

1. 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、抗ウイルス関連製品<sup>※1</sup>を含む抗菌加工製品の現在の国内市場は1兆円以上<sup>※2</sup>とされています。また、衛生意識が高まった国民のニーズに応えるために、様々な抗ウイルス関連製品の開発が進められています。この状況を受けて、製品試験の需要が拡大しており、信頼性の高い試験証明書が求められています。
2. NITE は、本日、一般財団法人日本繊維製品品質技術センター（QTEC）を抗ウイルス性試験<sup>※3</sup>の試験所として、国内で初めて認定<sup>※4</sup>しました。これにより、洗剤、繊維、プラスチックなどの生活に身近な抗ウイルス関連製品メーカーは、認定されたQTECに製品試験を依頼し、信頼性の高い試験証明書を国内外の取引証明に活用することで、製品の信頼性確保と円滑な取引に役立てることができるとされています。



<抗ウイルス性試験の試験所認定、試験結果の活用の流れ（イメージ）>

お問合せ先：独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 坂元 耕三  
担当者 菊池、山本、山崎  
電話：03-3481-1939 メールアドレス：asnite-t@nite.go.jp



※1: 抗ウイルス関連製品

抗ウイルス性能を備えた製品で素材を含む。試験対象とする抗ウイルス関連製品は、洗剤等の液剤（固形物・粉末の懸濁液を含む。）、繊維製品、プラスチック製品など。



<抗ウイルス関連製品（イメージ）>

※2: ニーズ即応型技術動向調査「抗菌・抗ウイルス素材」（令和2年度機動的マイクロ調査）令和3年2月特許庁

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html#needs>

※3: 認定対象の抗ウイルス性試験の試験規格

一般財団法人日本繊維製品品質技術センター神戸試験センターは、今回以下の試験に対して認定を取得した。

認定制度名	試験方法の区分の名称	試験対象	試験方法
JNLA	繊維製品の抗ウイルス性試験	繊維製品	JIS L 1922:2016
ASNITE	懸濁液中の抗ウイルス性試験	液剤	ASTM E1052-20 EN 14476:2013+A2:2019
	繊維製品の抗ウイルス性試験	繊維製品	ISO 18184:2019
	プラスチック及び非多孔質表面の抗ウイルス性試験	プラスチック及び非多孔質製品	ISO 21702:2019

JIS L 1922:2016 繊維製品の抗ウイルス性試験

ASTM E1052-20 Standard Practice to Assess the Activity of Microbicides against Viruses in Suspension (標題仮訳：懸濁液中のウイルスに対する殺菌剤の活性を評価する標準規範)

EN 14476:2013+A2:2019 Chemical disinfectants and antiseptics. Quantitative suspension test for the evaluation of virucidal activity in the medical area. Test method and requirements (Phase 2/Step 1) (標題仮訳：化学消毒剤と防腐剤-医療分野における殺ウイルス活性の評価のための定量的懸濁試験-試験方法と要件 (フェーズ 2 /ステップ 1))

ISO 18184:2019 Textiles — Determination of antiviral activity of textile products (標題仮訳：繊維-繊維製品の抗ウイルス活性の求め方)

ISO 21702:2019 Measurement of antiviral activity on plastics and other non-porous surfaces (標題仮訳：プラスチック及びその他の非多孔質表面の抗ウイルス活性の測定)

※4: NITEの試験所認定

NITEでは、JISや国際標準等に定められた試験方法に基づく試験実施能力について国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC 17025）の要求事項に適合しているかどうか審査を行い、試験事業者を認定する産業標準化法試験事業登録制度（JNLA）と製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）を運営している。

両制度の詳細はWEB参照。

○産業標準化法試験事業登録制度（JNLA）<https://www.nite.go.jp/iajapan/jnla/outline/index.html>

○製品評価技術基盤機構認定制度（ASNITE）<https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/outline/index.html>

**【試験証明書の利用における注意点】**

今回は抗ウイルス性試験を認定の対象としている。安全性試験は認定の対象外であることから、本制度に基づく試験結果から製品の安全性を謳うことはできない。抗ウイルス性能についても、「新型コロナウイルス」など特定のウイルス名を表示して医薬品のような効果効能を謳うことは、未承認の医薬品とみなされ、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）第68条に抵触するおそれがあるため、プレスリリースなどで抗ウイルス性能の試験結果を公表する際には注意が必要。また、試験結果は試験に用いたサンプルだけに適用される。

以上



# News Release

令和 4 年 2 月 9 日  
N I T E ( ナ イ ト )  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
法人番号 9011005001123

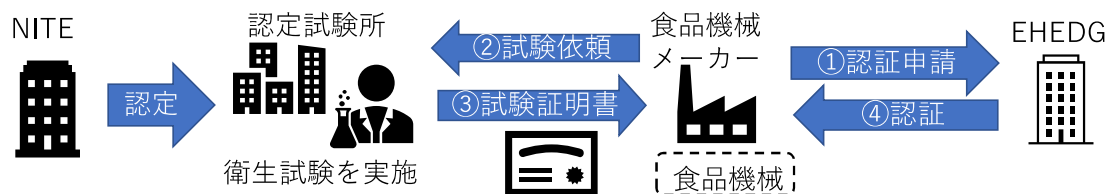
## 国内初！食品機械の衛生試験所を認定

～食品機械メーカーの海外進出を後押し～

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））[理事長：長谷川 史彦] は、2022 年 2 月 9 日、欧州衛生工学・設計グループ（EHEDG<sup>\*1</sup>）による認証取得に必要な食品機械の衛生試験を実施できる試験所として、一般財団法人日本食品分析センター [理事長：佐藤 秀隆] を国内で初めて認定しました。

食品衛生上の設計を備えた食品機械は、近年、欧州など海外で認証が求められますが、国内には対応できる試験所がありませんでした。今回の認定により、国内食品機械メーカーは、EHEDG 認証取得のための試験が国内で可能となります。

1. 工場での食品の加工などに使用される機械全般を「食品機械」と呼びます。食品機械産業の販売額は約5,900億円<sup>\*2</sup>であり、その規模は年々拡大しています。また、日本は世界の食品機械の約10%<sup>\*3</sup>を生産しており、その大半は特殊な技術や機能を提供する中小企業が担っています<sup>\*4</sup>。
2. 近年、食品機械を欧州に輸出する際にはEHEDG認証が求められます。これまでは国内にEHEDG認証に対応できる試験所がなかったため、海外で衛生試験を受けなければならず、機器輸送費・渡航費等のコスト、言語の壁や時間損失などが大きな負担となっていました。
3. この度NITEは、一般財団法人日本食品分析センターを、EHEDG認証が求める食品機械の衛生試験に対応できる試験所として、国内で初めて認定<sup>\*5</sup>しました。EHEDG認証取得のための試験環境を国内に整備することで、NITEは、日本の食品機械メーカーの認証取得手続に伴う負担軽減、利便性向上によって海外進出を後押しします。



<EHEDG認証の事例（イメージ）>

お問合せ先：独立行政法人製品評価技術基盤機構 認定センター所長 坂元 耕三  
担当者 菊池、山本、山崎  
電話：03-3481-1939 メールアドレス：asnite-t@nite.go.jp



※1: EHEDG 認証制度(読み方: イーヘッジ) (EHEDG: European Hygienic Engineering and Design Group)

EHEDGは、欧州の食品機械メーカー、食品メーカー、大学、衛生機関、研究所が中心となって、1989年に創設した“ 欧州衛生工学・設計グループ” の組織名称で、2021年度時点で631社が加盟。そのEHEDGが運営する認証制度で、EHEDGが定めた設計要件及び試験基準を満たした食品機械に「EHEDGマーク」を付与できる。主に、欧米で飲料用機械を中心に肉類用機械、水産用機械、製菓用機械に分類される生ものを扱う食品機械の衛生構造の適切性の証明に用いられている。国内におけるEHEDG認証制度への取り組みとして、一般社団法人日本食品機械工業会がEHEDG JAPAN (EHEDG事務局) を設立し、運営をサポートしている。詳細はWEB参照。 (<https://www.ehedg.org/>)

※2: 一般社団法人日本食品機械工業会がまとめた2020年度統計では、586,017百万円  
(<https://www.fooma.or.jp/statistics/>)

※3: Sheetmetalましん&そふと 2018年11月号  
([http://www.machinist.co.jp/wp/wp-content/themes/machinist/images/upload/1811\\_inte\\_01.pdf](http://www.machinist.co.jp/wp/wp-content/themes/machinist/images/upload/1811_inte_01.pdf) )

※4: 食品機械の一般的な例として、国際食品工業展2021年開催レポート (<https://www.foomajapan.jp/info/report.php>)  
動画より閲覧可能。

※5: NITEは、製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において試験事業者を認定した。国際標準化機構 (ISO) 及び国際電気標準会議 (IEC) が定めた試験所に関する基準 (ISO/IEC 17025) の要求事項に適合しているかどうか審査を行い、認定を行う。詳細はWEB参照。 (<https://www.nite.go.jp/iajapan/asnite/outline/index.html>)

以上